

4月から体育施設の利用方法が変わります

令和6年4月1日から、利用方法が下記のとおり変更となります。
ご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 予約制の終了

- 4月1日の利用から、**予約制は終了となります。**
【プール・トレーニング室】予約なしでご利用いただけます。
※ 各施設が定員に達した場合は、お待ちいただきます。
※ 待機者のご利用は、障害者優先でご案内させていただきます。

【体育室】体育施設予定表の「◇・♡」は、イベントで個人利用が可能です（予約不要）
◇ … 障害者のみ
♡ … 障害者以外も利用できます

- 定員の変更

プール：50人 トレーニング室：15人

（各施設の利用状況により、定員に満たない場合でも、人数制限をすることがあります）

2. 複数施設の利用ができるようになります

- 1日のうち、体育施設(プール・トレーニング室・体育室)を複数施設ご利用いただけます。
- 同じ施設を2回以上利用することはできません。

3. 利用時間の変更

- 夜間のみだった一般利用が、高齢者の時間帯に利用できるようになります。

時間帯	対象者	利用時間
午前	障害者	9:00
	高齢者・一般	10:30 ~ 12:00
午後	障害者	13:00
	高齢者・一般	15:00 ~ 17:00
夜間	障害者	17:30
	高齢者・一般	18:00 ~ 20:45

各施設のご利用には、本人確認の証明書が必要です。

なお、事業等で利用できない場合がありますので、
体育施設予定表をご確認ください。

＜お問い合わせ＞

西宮市総合福祉センター
障害者スポーツ事業係
TEL：0798-78-3388
FAX：0798-35-1132